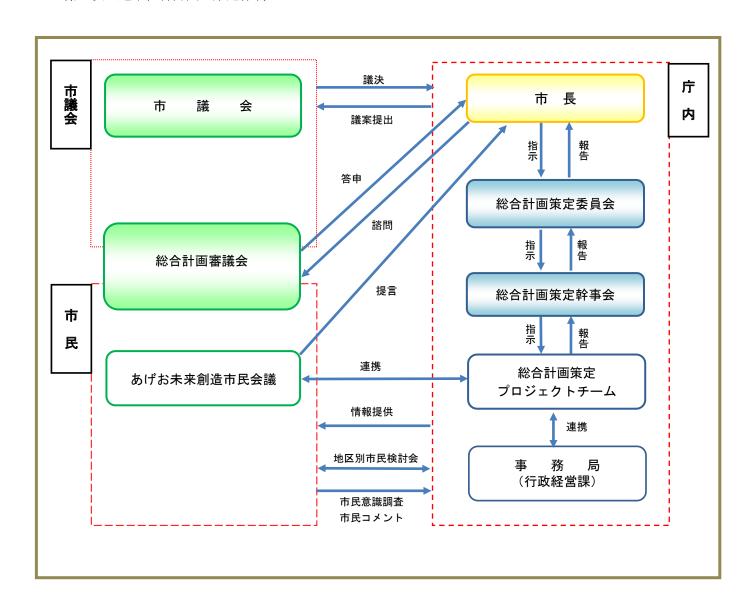
# 参考資料

## ●策定体制

■第6次上尾市総合計画 策定体制



## ●上尾市総合計画審議会

○上尾市総合計画審議会条例

昭和44年3月31日 条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上 尾市総合計画を樹立するため、上尾市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定 めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う ため、上尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 市議会議員 5人以内
  - (2) 市政の各分野において優れた識見を有する者 10人以内 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (委員)
- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例 第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年条例第1号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### ■上尾市総合計画審議会委員名簿

敬称略

No.	委員区分	役 職	氏 名
1	1号委員(市議会議員)		荒川 昌佑
2	1号委員(市議会議員)		尾花 瑛仁
3	1号委員(市議会議員)		平田 通子
4	1号委員(市議会議員)	副会長	星野 良行
5	1号委員(市議会議員)		前島 るり
6	2号委員(優れた識見)		伊波 潔
7	2号委員(優れた識見)		小山 富榮
8	2号委員(優れた識見)		鮫嶋 紀子
9	2号委員(優れた識見)	会 長	平 修久
10	2号委員(優れた識見)		髙橋 正一
11	2号委員(優れた識見)		田辺 勝広
12	2号委員(優れた識見)		土橋 康夫
13	2号委員(優れた識見)		細野 宏道
14	2号委員(優れた識見)		三井田 晴宏
15	2号委員(優れた識見)		村松 綾子

(任期:令和2年2月18日~令和4年2月17日)

## ●上尾市総合計画審議会への諮問及び答申

#### ■諮問

上 行 第 1 9 4 号 令和 2 年 2 月 1 8 日

上尾市総合計画審議会 会長 様

上尾市長 畠 山 稔

第6次上尾市総合計画(案)について(諮問)

このことについて、上尾市総合計画審議会条例(昭和44年条例第14号)第2条の規定により、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第6次上尾市総合計画 基本構想(案) (令和3年度~令和12年度)
- 2 第6次上尾市総合計画 前期基本計画(案)(令和3年度~令和7年度)

#### ■答申

令和3年2月9日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市総合計画審議会 会長 平 修 久

第6次上尾市総合計画(案)について(答申)

令和2年2月18日付け上行第194号により、本審議会に諮問された第6次上尾市総合計画 基本構想(案)・前期基本計画(案)について、慎重に審議した結果、適切であると判断いたしま す。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項について留意されるよう要望します。

記

- 1 本計画を広く市民に周知するとともに、将来都市像で示された「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現を目指し、最大限の努力をすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化にも迅速かつ柔軟に対応し、計画期間中であっても必要に応じ、本計画の改訂を検討すること。
- 3 基本計画に掲げる各分野の施策は、互いに密接に関連するものがあることから、施策の推進にあたっては部局を横断し組織全体で取り組むこと。

## 上尾市総合計画策定委員会

○第6次上尾市総合計画策定委員会設置規程

平成30年10月22日 訓令第3号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画(次条において「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に 行うため、第6次上尾市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 総合計画の策定及び総合調整に関すること。
  - (2) その他総合計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員13人をもって組織する。
- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員会を組織する者(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者 に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことがで きる。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(幹事会)

- 第8条 委員会に、委員会の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議するため、第6次 上尾市総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経 営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者(前項の規定により幹事長に充てられている者を除く。) をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。
- 6 第6条の規定は、幹事長について準用する。 (庶務)
- 第9条 委員会及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、それぞれ定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。 附 則 (平成31年4月22日市・消本・水事・議会・教委訓令第1号) この訓令は、公布の日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

教育長 市長政策室長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員 会事務局学校教育部長

#### 別表第2(第8条関係)

市長政策室次長 行政経営部次長 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部 次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育 委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長

## ●第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム

○第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成30年11月28日 訓令第10号

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号)第6条第1項の規定に基づき、第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。
  - (1) 本市の基本的な課題の検討に関すること。
  - (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
  - (3) 基礎資料の収集に関すること。
  - (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

- 第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー1人及びメンバー10人をもって構成する。 (職務従事の形態)
- 第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に 従事するものとする。

(幹事会への報告)

- 第5条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を第6次上尾市総合計画策定委員会設置規程(平成30年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第3号)第8条第1項の第6次上尾市総合計画策定幹事会(以下この条において「幹事会」という。)に報告しなければならない。
- 2 チームは、幹事会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗状況を幹事会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、幹事会がチームに対し総合計画の案の内容に関し 指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を 再度幹事会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

- 第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。 (協力要請)
- 第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

## ■第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム名簿

No.	部 名	課名	職名	氏 名	備考
1	市長政策室	広報広聴課	主幹	永澤 誠	リーダー
2	行政経営部	施設課	主任	鈴木 彰	
3	総務部	総務課	主任	大橋 直哉	
4	子ども未来部	保育課	主任	鈴木 陽典	
5	健康福祉部	障害福祉課	主任	吉岡 明日香	
6	市民生活部	保険年金課	主任	野澤 沙織	
7	都市整備部	都市計画課	主査	松本 慶多	サブ・リーダー
8	上下水道部	経営総務課	主任	林 健太郎	
9	消防本部	消防総務課	主任	田中 大	
10	教育総務部	原市公民館	主任	細井 のり子	
11	教育総務部	図書館	主任	石川 沙希子	
12	学校教育部	指導課	主任	野間 衣里	

(機構順)

## あげお未来創造市民会議

○あげお未来創造市民会議委員設置要綱

平成31年4月2日 市長決裁

(設置)

第1条 第6次上尾市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、市民の意見、要望等を取り入れ、それらを総合計画に反映させるため、あげお未来創造市民会議委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は、総合計画を構成する基本構想及び基本計画について、総合的な観点から意見を 述べ、提案を行うほか、総合計画の策定に関し必要と認める職務を行うものとする。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

(委嘱)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 市内の公共的団体に属する者で、当該公共的団体の推薦するもの
  - (2) 市政の各分野において豊富な活動経験を有する者
  - (3) 市政について関心を有する者で、公募により選考されたもの (その他)
- 第5条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
  - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

### ■あげお未来創造市民会議委員名簿

50音順 敬称略

No.	区分	氏 名
1	公募	飯塚 純
2	公共的団体の推薦するもの	市倉 育江
3	公共的団体の推薦するもの	伊原 広茂
4	公共的団体の推薦するもの	大木 晴夫
5	公共的団体の推薦するもの	大澤 サユリ
6	公募	大塚 常司
7	公共的団体の推薦するもの	岡部 千里
8	公共的団体の推薦するもの	小川 和男
9	公共的団体の推薦するもの	小川 早枝子
10	公共的団体の推薦するもの	河原塚 透
11	豊富な活動経験を有する者	木村 功一 ※1
12	公共的団体の推薦するもの	桐原 陽子
13	公共的団体の推薦するもの	小島 勝
14	公募	小牟田 健治
15	公共的団体の推薦するもの	鈴木 靖代
16	公共的団体の推薦するもの	関本 正弘
17	公共的団体の推薦するもの	高橋 雅之
18	公共的団体の推薦するもの	竹村 絵里
19	公共的団体の推薦するもの	○刀根 正克
20	公募	中澤 正俊
21	公共的団体の推薦するもの	野田 紘良 ※1
22	公共的団体の推薦するもの	横堀 鶴雄 ※2
23	豊富な活動経験を有する者	能登 貢
24	公共的団体の推薦するもの	萩原 和也
25	公共的団体の推薦するもの	本城 文夫
26	公募	増田 澄雄
27	公共的団体の推薦するもの	的場 保子
28	豊富な活動経験を有する者	宮田 敬生
29	公共的団体の推薦するもの	◎矢島 通夫
30	公共的団体の推薦するもの	山尾 三枝子
31	公共的団体の推薦するもの	山口 直

(◎は委員長 ○は副委員長)

※1 第6回市民会議まで委員

※2 第7回市民会議から委員

## ●策定経過概要

## ○調査·組織別策定経過

市民意識調査	時 期:平成30(2018)年11月15日~11月30日
	調 査 対 象:無作為抽出による 18 歳以上の市民 3,000 人
	有効回収数:1,694票 有効回収率: 56.5%
第6次上尾市総合計画	時期:令和元(2019)年5月~令和2(2020)年8月
   係る基礎調査	方 法:〇人口・世帯の動向、将来人口の推計、産業の動向について分析
	〇第5次上尾市総合計画の達成状況調査
街づくり市民アンケート	時期:令和元(2019)年8月19日~8月31日
	調 査 対 象:市内在住の 18 歳以上の市民 1,600 人
	有効回収数:261人 有効回収率:16.3%
総合計画・都市計画マス	実施日時:令和元(2019)年9月19日
タープラン策定に関する	場所:上尾市役所了階大会議室
地区別市民検討会(市内	参 加 者:55人
6地区合同開催)	【内訳】 ・上尾地区16人 ・平方地区 6人 ・原市地区 8人
	・大石地区10人 ・上平地区 9人 ・大谷地区 6人
市民コメント	時 期:令和2(2020)年11月30日~12月25日
	方 法:市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集
	提案件数 7人 40件
あげお未来創造市民会議	構成:一般市民公募及び推薦者30人
	期 間:令和元年5月~令和2年8月 計15回開催
	内容:基本構想、基本計画への提案の検討(グループ討議)
	構成:主幹職から主任職 12人
プロジェクト・チーム	期 間: 平成31(2019)年1月~令和2(2020)年1月
	計9回開催
	内 容:〇第6次上尾市総合計画策定に関し必要な事項の調査・検討
	〇あげお未来創造市民会議での共同議論
	構成:各部次長など16人
	期 間: 平成30(2018) 年10月~令和3(2021) 年1月
	計9回開催
	内 容:第6次上尾市総合計画に関する調査・検討
	構成:副市長以下、部長など15人
	期 間: 平成30(2018) 年11月~令和3(2021) 年1月
	計8回開催
	内 容:第6次上尾市総合計画に関する調査・検討を行い、第6次上尾市
	総合計画案を策定
	構成:市議会議員および推薦者 15 人
1701 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	期 間:令和2(2020)年2月~令和3(2021)年2月
	計7回開催
	内 容:第6次上尾市総合計画案について審議
	• 令和 2 (2020) 年 2 月 18 日 (諮問)
	• 令和3(2021)年2月 9日(答申)
	令和3年3月定例会に議案提出
· 1~ 113% <>	

#### ○年度別策定経過

#### ■平成30(2018)年度

10月 ・第6次上尾市総合計画策定幹事会を設置

11月 ・ 市民意識調査の実施

・第6次上尾市総合計画策定委員会を設置

1月 ・第6次上尾市総合計画策定プロジェクト・チームを設置

#### ■平成31(2019)年度

5月 ・第6次上尾市総合計画策定に係る基礎調査の実施

第1回あげお未来創造市民会議(委嘱・概要説明)

6月 ・第2回あげお未来創造市民会議(望ましい上尾の姿の検討①)

7月 ・ 第3回あげお未来創造市民会議(望ましい上尾の姿の検討②)

8月 | ・第4回あげお未来創造市民会議(将来都市像・基本理念の検討)

9月 ・総合計画・都市計画マスタープラン策定に関する地区別市民検討会(市内6地区合同開催)

・第5回あげお未来創造市民会議(まちづくりの基本方向の検討)

11月 - 第6回あげお未来創造市民会議(施策に対する意見検討①)

・第7回あげお未来創造市民会議(施策に対する意見検討②)

12月 - 第8回あげお未来創造市民会議(施策に対する意見検討③)

1月 ・ 第9回あげお未来創造市民会議(施策に対する意見検討④)

2月 - 第10回あげお未来創造市民会議(施策に対する意見検討⑤)

・第1回総合計画審議会(委嘱・諮問・策定に当たっての概要説明)

3月 ● 第11回あげお未来創造市民会議(施策に対する意見検討⑥)【書面開催】

#### ■令和2(2020)年度

5月 ・ 第12、13回あげお未来創造市民会議(提言書の検討①②)【書面開催】

・第2回総合計画審議会(基本構想案、基本計画の体系と構成の審議)【書面開催】

7月 • 第3回総合計画審議会(現況と課題、施策の審議①)

・第4回総合計画審議会(現況と課題、施策の審議2)

第14回あげお未来創造市民会議(提言書提出に向けた準備)

8月 ・第15回あげお未来創造市民会議(提言書の発表・提出)

・第5回総合計画審議会(現況と課題、施策の審議③)

11月 ・第6回総合計画審議会(総合計画案の審議)

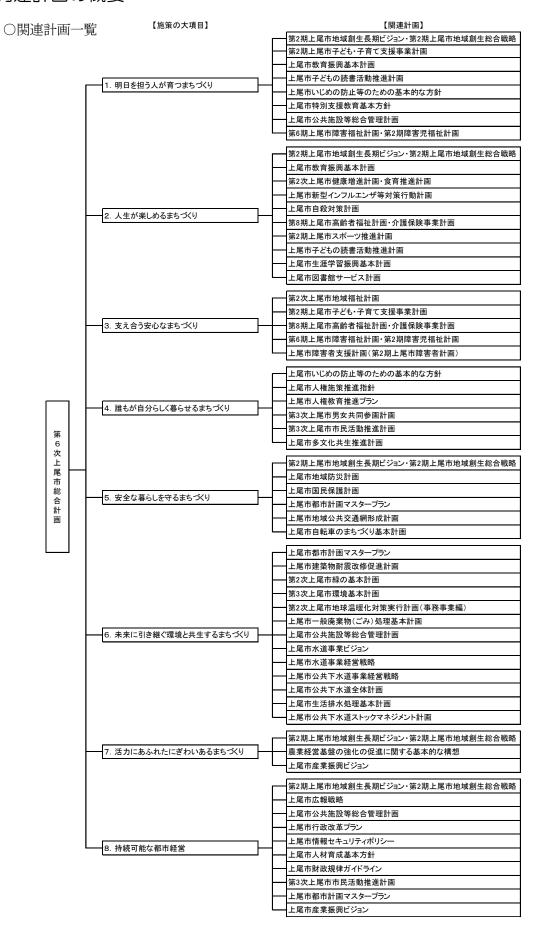
• 市民コメントの実施

2月 • 第7回総合計画審議会(総合計画案・答申案の審議)

• 総合計画審議会(答申)

・上尾市議会3月定例会に議案提出

## ●関連計画の概要



関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第2期上尾 市地域創生 長期ビジョ ン・第2期 上尾市地域 創生総合戦 略	施策 1-1 結婚・出産・子育で支援施策 1-2 教育施策 2-1 健康施策 5-1 防災施策 5-3 交通施策 7-1 産業施策 7-2 労働環境施策 8-1 情報発信・公開	令和3年 度	令和7年 度	第2期上尾市地域創生長期ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望を示す長期的なビジョンであり、第2期上尾市地域創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、第2期上尾市地域創生長期ビジョンを踏まえ、特に人口減少の緩和に貢献しうるものや、短期間に集中的に推進することが特に必要かつ有効と考えられる施策をまとめた計画です。
第2期上尾 市子ども・ 子育て支援 事業計画	施策 1-1 結婚・出産・子育で支援施策 1-3 青少年施策 3-1 生活福祉施策 3-3 障害者福祉	令和 2 年 度	令和 6 年 度	本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、並びに母子の健康づくりに係る母子保健計画を一体のものとして策定したものです。5年ごとに計画の見直しを行います。
上尾市教育 振興基本計 画	施策 1-2 教育 施策 2-1 健康 施策 2-2 学び・創 造	令和3年 度	令和7年 度	本市の教育の課題を整理し、これを踏まえた 上で、教育の基本的考え方をまとめ、それに 沿った教育振興に係る各種施策を盛り込んだ 計画です。 学校教育だけでなく、生涯学習からスポーツ 振興、図書館サービスも含めた本市の教育に 関する総合的な計画となります。
上尾市子ど もの読書活 動推進計画	施策 1-2 教育 施策 2-2 学び・創 造	令和3年 度	令和 7 年 度	すべての子どもが、自主的に読書活動を行えるよう環境づくりを進め、学校や地域、図書館などが連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進できるように、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、策定する計画です。
上尾市いじ めの防止等 のための基 本的な方針	施策 1-2 教育 施策 4-1 人権・男 女共同参画・平和	平成 25年度		国のいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ 問題の克服に向け、国・県・市・学校・家 庭・地域が連携し、いじめ防止等のための対 策を総合的かつ効果的に推進するために策定 したものです。
上尾市特別 支援教育基 本方針	施策 1-2 教育	平成 24 年度		障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒が 共に学ぶ機会を保障し、共生社会の形成に向 けたインクルーシブ教育システム構築の推進 を具現化するために策定したものです。
上尾市公共 施設等総合 管理計画	施策 1-2 教育 施策 6-4 上下水道 施策 8-2 行政運営	平成 28 年度	令和 37 年度	市の保有する公共建築物(ハコモノ)及び都 市基盤施設(インフラ)に関するマネジメン トの基本方針で、国のインフラ長寿命化基本 計画における行動計画に位置付けられるもの です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
第6期上尾 市障害福祉 計画・第2 期障害児福 祉計画	施策 1-2 教育 施策 3-1 生活福祉 施策 3-3 障害者福 祉	令和3年 度	令和5年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な福祉サービスや相談支援等が計画的に提供できるよう必要量を見込んだものです。
第2次上尾 市健康増進 計画・食育 推進計画	施策 2-1 健康	令和2年 度	令和 6 年 度	市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らす ための環境づくりを目指すとともに、がん予 防対策、生活習慣病対策、精神保健、歯科口 腔保健、食育などへの取組を強化し、各分野 の目標値の他に、共通目標として、「健康寿命 の延伸」を掲げ、推進していく計画です。
上尾市新型 インフルエ ンザ等対策 行動計画	施策 2-1 健康	平成 21 年度		国や県のインフルエンザ行動計画との整合性 を保ちつつ、本市の新型インフルエンザに対 する、基本的な取組方法や組織体制、情報収 集、情報提供などについて定めたものです。
上尾市自殺 対策計画	施策 2-1 健康	平成 31 年度	令和5年 度	自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定により、本市における実情を勘案して策定した自殺対策についての計画です。
第8期上尾 市高齢者福 祉計画・介 護保険事業 計画	施策 2-1 健康 施策 3-1 生活福祉 施策 3-2 高齢者福 祉	令和3年 度	令和5年 度	高齢者福祉計画は、老人福祉法の規定に基づき、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すものです。介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。
第2期上尾 市スポーツ 推進計画	施策 2-1 健康	令和3年 度	令和7年 度	「健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進」を基本理念とし、スポーツを「する」機会だけでなく、「みる」「ささえる」機会を提供することにより、市民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりを推進するものです。
上尾市生涯 学習振興基 本計画	施策 2-2 学び・創造	令和3年 度	令和7年 度	生涯学習を推進するために、効果的・体系的 な施策・事業を具現化するための計画です。
上尾市図書 館サービス 計画	施策 2-2 学び・創造	令和3年 度	令和7年 度	「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、これからの図書館サービスや運営についての方向を示すための計画です。
第2次上尾市地域福祉計画	施策 3-1 生活福祉	平成 29 年度	令和3年 度	社会福祉法第 107 条に基づき、市として地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくる計画であり、市の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市障害者 (第2期上尾市障害者計画)	施策 3-1 生活福祉 施策 3-3 障害者福 祉	平成 30 年度	令和5年 度	障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく 市町村障害者計画として、障害者の自立と社 会参加を支援し、障害のある人が社会の一構 成員として障害のない人と分け隔てられるこ となく、地域の中で共に育ち、学び、生活 し、働き、活動できるよう各種支援策を位置 付けたものです。
上尾市人権 施策推進指 針	施策4-1 人権・男 女共同参画・平和	平成 15 年度		人権が尊重される差別のないまちづくりの実 現を目指して、人権の理念と重点的な施策及 び全庁的な推進体制を定めた本市の基本的な 指針です。
上尾市人権教育推進プラン	施策 4-1 人権・男 女共同参画・平和	平成 18 年度		全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、 共に生きる社会を実現することを目指すとと もに、さまざまな人権課題の解決を図るた め、学校、家庭、地域社会を通じて、広く市 民に人権教育を推進するために策定したもの です。
第3次上尾 市男女共同 参画計画	施策 4-1 人権・男 女共同参画・平和	令和3年 度	令和 7 年 度	男女共同参画社会基本法第14条第3項及び 「上尾市男女共同参画推進条例」第9条第1 項の規定に基づき、本市における男女共同参 画社会の推進に向けての基本施策を示したも のです。
第3次上尾 市市民活動 推進計画	施策 4-2 コミュニ ティ・多文化共生 施策 8-4 協働	平成 31 年度	令和5年 度	市民活動を推進し、市民、市民活動団体と行 政との協働を進めるための各種施策を位置付 けた計画です。
上尾市多文 化共生推進 計画	施策 4-2 コミュニティ・多文化共生	平成 24 年度	令和3年 度	国籍や民族を超えて、同じ地域社会の構成員 として協働する地域づくり、そのための環境 づくりを推進するための関連施策を示した計 画です。
上尾市地域 防災計画	施策 5-1 防災	平成 27 年度		災害対策基本法第 42 条の規定により、市内 地域の災害について、国の防災基本計画、埼 玉県地域防災計画に基づき、市民の生命、身 体及び財産の保護に関する必要事項を定める ため、上尾市防災会議が平成 27 年3月に策 定した計画です。
上尾市国民 保護計画	施策 5-1 防災	平成 19 年度		国民保護に関する実施体制、住民避難や救援 などに関する事項及び備えておくべき物資や 訓練などに関する事項を定めた計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市都市計画マスタープラン	施策 5-1 防災 施策 5-3 交通 施策 6-1 住環境 施策 6-2 環境 施策 6-3 道路・河 川 施策 6-4 上下水道 施策 8-5 土地利用	令和3年 度	令和 12 年度	都市計画法に基づき上尾市における都市計画 の基本方針を定めたものです。土地利用や都 市基盤整備等の方針を定めており、都市整備 事業の基本となっています。
上尾市地域 公共交通網 形成計画	施策 5-3 交通	平成 27 年度		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第5条に基づき、上尾市の持続可能な地域公 共交通の形成に資する地域公共交通の活性化 及び再生を推進するための計画です。
上尾市自転車のまちづくり基本計画	施策 5-3 交通	平成 26 年度	令和5年 度	「自転車のまち"あげお"」の実現を目指し、 基本となる3つの目標・ビジョンと、重点的 に取り組む事業を定めた計画です。
上尾市建築 物耐震改修 促進計画	施策 6-1 住環境	令和3年 度	令和 7 年 度	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市民などの生命と財産を守るため、地震による被害の低減を目指し、市内の特色を十分踏まえながら効果的な施策を検討することで、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などを計画的に促進することなどを盛り込んだ計画です。
第2次上尾 市緑の基本 計画	施策 6-1 住環境 施策 6-2 環境	令和3年 度	令和 12 年度	緑地の適正な保全や緑化の推進を、総合的か つ計画的に実施するために、緑地の保全から 公園・緑地の整備、その他の公共施設・民有 地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が 一体となって緑づくりに取り組むために策定 された計画です。
第3次上尾 市環境基本計画	施策 6-1 住環境 施策 6-2 環境	令和 3 年 度	令和 12 年度	上尾市環境基本条例第8条第1項の規定により、環境基本計画を策定するものとされており、これに基づき、本市の環境の保全及び創出に関する各種施策を示した計画です。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく上尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含した計画として位置付けられます。
第2次上尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	施策 6-2 環境	平成 28 年度	令和 3 年 度	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第2項に基づき、上尾市役所が一事業者として、温室効果ガスの総排出量の削減に向け、地球温暖化対策を推進するための取組を示した計画です。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市一般 廃棄物(ご み)処理基 本計画	施策 6-2 環境	平成 28 年度	令和 7 年 度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の 規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄 物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、これに基づき、本市の一般廃 棄物(ごみ)処理の中長期的な計画を定めた ものです。
上尾市水道 事業ビジョ ン	施策 6-4 上下水道	平成 28 年度	令和 7 年 度	節水機器の普及や人口減少等による料金収入 の減少、施設の老朽化による更新需要の増大 など、水道を取り巻く厳しい社会情勢に対応 し、安心・安全な水を安定的に供給するため の市の水道事業に係る計画です。
上尾市水道 事業経営戦 略	施策 6-4 上下水道	平成 30 年度	令和9年 度	上尾市水道事業ビジョンにおける水道事業と しての事業運営方針を踏まえた、上尾市水道 事業の中長期の経営の基本計画です。
上尾市公共 下水道事業 経営戦略	施策 6-4 上下水道	令和3年 度	令和 12 年度	施設の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減 少に伴う使用料収入の減少等により経営環境 が厳しさを増すことが予想される中、将来に わたり安定的に事業を継続していくための、 上尾市公共下水道事業の中長期的な経営の基 本計画です。
上尾市公共 下水道全体 計画	施策 6-4 上下水道	平成 22 年度	令和6年度	荒川左岸南部流域下水道の全体計画が平成 21 年度に見直されたことに伴い、これに整合を 図るべく、本市の汚水及び雨水の全体計画を 見直し、効率的な下水道事業の進展を図るた め策定されたものです。
上尾市生活 排水処理基 本計画	施策 6-4 上下水道	平成31 年度	令和 7 年 度	水質の保全、改善及び生活環境の向上を目的 として公共下水道や合併浄化槽などの整備を 経済的かつ効率的に実施していくための計画 です。
上尾市公共 下水道スト ックマネジ メント計画	施策 6-4 上下水道	令和3年 度		下水道施設の老朽化に伴う事故等の未然防止 及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、施設の点検・調査に基づき、「長寿命化対策」を含めた計画的な改築等に関し、内容や時期等を定めたものです。
農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な 構想	施策 7-1 産業	平成7年 度		市町村が地域において育成すべき農業経営の 規模と数の目標等を定め、これを目指そうと する農業者を認定し、農用地の利用をはじめ 経営改善に向けた手助けを行うことを目的と し策定した基本構想となります。

関連計画名	関連施策	計画開始年度	計画終了年度	計画の概要
上尾市産業振興ビジョン	施策 7-1 産業 施策 7-2 労働環境 施策 8-5 土地利用	平成 26 年度		人口減少や少子高齢化に伴い、労働力人口や 税収の減少が予想される中、事業者や行政、 産業関連団体、市民が一体となって、本市が 持つ既存の資源を十分に活用し、地域産業の 活性化を図るとともに、地域内外との連携に よる新たな資源の創出や地域経済の拡大を図 ることが重要であるとして、産業振興におけ る将来像や基本方針、進むべき方向性を示し たものです。
上尾市広報 戦略	施策 8-1 情報発信・公開	令和 3 年 度	令和7年 度	シティセールス情報に加え、多岐にわたる市 政情報も効果的に発信することが可能となる よう定めた、情報発信に関する総合的かつ戦 略的な指針です。
上尾市行政改革プラン	施策 8-2 行政運営	令和3年 度	令和 7 年 度	生産年齢人口の減少により、税収の増加が見込めない一方で、高齢化による扶助費の増加が見込まれる中、市民が今後も安心して住み続けたいと思える行政運営とするため、「コスト削減」のみならず、「行政サービスの向上」や新たな技術を活用した「スマート自治体」に重点を置き、「持続可能な行政運営」を目指す取組を定めたものです。
上尾市情報 セキュリティポリシー	施策 8-2 行政運営	平成 15 年度		情報セキュリティ(情報漏えいやウイルス感染の防止等)に関する組織の規定であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルールを網羅的に定めたものです。随時見直しを行い、必要な改正を行います。
上尾市人材育成基本方針	施策 8-2 行政運営	令和3年 度	令和 7 年 度	「職員」=「人財」として捉えながら、「求められる職員像」や「求められる能力」を明確 化することで、職員自身の意識改革や意欲の 向上を図り、計画的な人材育成や主体的な能 力開発を進めるための方針です。
上尾市財政 規律ガイド ライン	施策 8-3 財政運営	平成 26 年度		第6次上尾市総合計画と連動し、本計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で財政的な指針としての性格を有する方針です。

## ●用語解説

用語	解説	ページ
〔あ〕		
loT	Internet of Things(モノのインターネット)の略で、さまざまな物がインターネットにつながり、相互に情報交換や制御ができる仕組みのこと。	P17
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	P17、P19、P24、 P32、P50、P51、 P52、P108、 P109
アウトリー チ	援助が必要な人々に対して、公的機関や施設が対象者の居る場所に 出向いて、積極的な働き掛けを行うこと。	P50、P54
上尾市企業 立地推進連 絡会議	企業からの立地に関する要望及び提案に係る協議に関することなど、企業立地の推進について迅速かつ適正な対応を図ることを目的に設置した市の関係部署で構成する連絡会議。	P116
上尾市街づ くり推進条 例	身近な地区の土地利用に関するルール作りや快適な住環境の整備等を、協働により実現するための仕組みを規定する条例。上尾市都市計画マスタープランの方針に沿った街づくりを、市民、事業者及び市の協働により実現することを目的としている。	P89
あげおワー ルドフェア	外国人市民と参加者が交流することで相互理解を深め、それぞれの 地球市民意識を高めることを目的として、市内にいるさまざまな国 と地域の人々が集まる国際交流イベント。	P76
AGECO style	平成 28 年度よりあげおで行う環境やエコな取組を総称して「AGEO (あげお)」×「ECO (えこ)」で「AGECO(あげこ)」とブランド化し、身近にできることを取り組みながら、市内でエコな暮らし方を楽しめるように施策を推進するもの。	P92、P93
アッピー元 気体操リー ダー	65 歳以上の市民を対象にした介護予防(転倒予防と体力づくり) 事業である「アッピー元気体操」を運営する市民ボランティアの総 称。	P22
RPA	Robotic Process Automation (業務効率化ソフトウェアロボット)の略。職員などがパソコン等を用いて行う一連の作業を自動化すること。	P17、P109
いきいきク ラブ	かつての「老人クラブ」と同じ内容で、地域を基盤とする高齢者の 健康・生きがいづくり、仲間づくりを進める組織のこと。	P58
イノベーシ ョン	モノや仕組みなどに対して、従来とは異なる全く新しい技術や考え 方を取り入れて新たな価値を生み出し、大きな変化を起こすこと。	P17
医療的ケア 児	人工呼吸器を装着している障害児や、その他の日常生活を営むため に医療を要する状態にある障害児のこと。	P47、P69
インクルー シブ教育	障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を行う教育。	P50, P133
インフラ	インフラストラクチャーの略。都市の基盤となる公共施設のうち、 人々の暮らしや生活を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、 上下水道などの施設の総称。	P13、P14、 P18、P38、 P80、P105、 P110、P116、 P133
Al	Artificial Intelligence(人工知能)の略。これまで人間にしかできなかった知的な行為を、人工的に作り出す技術。	P2、P17、P24、 P109

用語	解説	ページ
AED	Automated External Defibrillator(自動体外式除細動器)の略。 突然の心停止のうち、心室細動など重症不整脈に対し、心臓に電気 ショックを与える医療機器。	P86
SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。オンライン上で利用者同士が互いにコミュニケーションを取ることができるサービス。代表的なものに、Facebook、Twitter、LINE などがある。	P16、P51、 P61、P72、 P79、P82、 P106
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。 平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、令和 12 (2030) 年までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人 取り残さない」世界を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットか ら構成されている。	P2、P17、P18、 P40、P42、P91、 P109
NPO	Non-Profit Organization(非営利団体)の略。ボランティア活動 や公益的な事業を実施する法人で、収益を構成員に分配せず活動す る民間の組織。	P17、P114
エンパワー メント	社会的集団や組織を構成員している一人一人が、改革や発展に必要な力をつけるという言葉の意味。女性の権利獲得運動のなかで使われるようになった。	P18、P73
オープンイ ノベーショ ン	積極的に組織内部と外部のノウハウやアイデアなどの資源を募集・ 集約・公開し、あらゆる枠組みを超えて革新的なものなどを創出す るきっかけづくりを行うこと。	P12
オープンスペース	都市や敷地内にある空地・空間のこと。公園・緑地など建造物が建っていない空間や、マンションやビルの敷地内にある植栽や歩道が整備された空間などを指す。	P80, P89
オープンデ ータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰 もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等) できるように、公開されたデータ。	P17、P107
温室効果ガス	地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。	P23、P91、 P136
〔か〕		
街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1 か所当たり面積 0.25ha を標準とする。	P89
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	P52
合併処理浄 化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。	P90
環境配慮活 動	環境負荷の低減のため、環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動等のこと。	P93
GIGA スク ール	Global and Innovation Gateway for All の略。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現に向けた取組。	P51
基幹相談支 援センター	地域全体の相談支援の質の向上を図るための業務を実施する地域に おける障害者相談支援の中核的な役割を担う機関。	P69
協働のまち づくり推進 事業	市との協働によるまちづくりの規範となる事業を展開する市民活動団体への補助事業。	P113、P114、 P149

用語	解説	ページ
空閑地	休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉及び体力の向上を目的に活用する用地をいう。	P80
刑法犯認知件数	刑法犯とは、刑法等の法律に規定されている犯罪(道路上の交通事故に係る犯罪等を除く)で、殺人・強盗・放火・窃盗・詐欺などの犯罪が該当する。認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数である(犯罪発生件数ではない)。	P81
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	P57
公園管理協定	地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域の人たち に簡易な管理作業を行ってもらうために締結する協定。	P89
公共施設マ ネジメント	地方公共団体が保有している公共施設について、行財政運営と連携 し、経営的視点で総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕 組み。	P32、P38、P95、 P105、P110、 P111
合計特殊出 生率	15〜49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。	P22、P28
広聴	住民の行政に対する意見、要望などを聴くこと。	P38、P105、 P107
国内総生産	国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額のこと。	P19
子ども家庭 総合支援拠 点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う機関のこと。	P47
子ども支援 ネットワー ク	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や早期対応を図るために、子どもに関わる 26 団体で構成する要保護児童対策地域協議会。	P48
コーディネーター	企業経営に必要な専門的知識と実践経験を備えた専門家集団のこと。それぞれの企業に相応しいアプローチで、経営課題の解決や企業価値の向上を図る伴走型支援を主な取組としている。	P101
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組みのこと。学校に保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会の組織をおき、学校運営への参画や支援・協力により、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいる。	P52
コンパクトシティ	郊外への市街地の拡大を抑制し、中心市街地の活性化を図るため、 生活に必要な諸機能が近接した、効率的で持続可能な都市。もしく はそれを目指した都市政策。	P88
コンパクト・ プラス・ネッ トワーク	住宅や生活関連サービス施設などがまとまって立地し、住民が徒歩 や自転車、公共交通でこれらの施設に容易にアクセスできるまちづ くりの概念。	P29、P84、 P116
コンプライ アンス	企業や組織が法令や倫理といった社会的規範やルールを守って事業 を遂行することを意味する言葉。	P24、P109
(さ)		
災害用マン ホールトイ レ	震災による断水で水洗トイレが使用できない場合に備えて、避難場 所等に公共下水道と直結した排水管とマンホールを設置し、被災時 には、そのマンホールの上に仮設トイレを組立・設置し、公共下水 道に汚物を直接流して使用するもの。	P79
サテライト オフィス	企業または組織・団体の本拠地から離れたところに設置されたオフィスのこと。本拠地を中心として、惑星を周回する衛星のように存在するオフィスとの意から命名された。	P17

用語	解説	ページ
サードプレイス	家庭や職場(学校)でもない第3の場所として、義務や必要性に捉われず、趣味や息抜きをするために自ら進んでいく、自分自身にとって最も心地の良いときを過ごすことができる居場所を指す言葉。	P60
シェアリン グエコノミ -	場所・乗り物・お金・モノなど、個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)について、インターネットを通じて個人間で売買・交換することを主軸とした経済活動。	P17
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	P89、P92、 P116
市街化調整 区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域 であり、開発行為は原則として抑制される区域。	P116
自主防犯ボ ランティア 団体	防犯活動を行うために地域住民や有志のボランティアが集まった団 体のことをいう。	P82
シティ <i>ズ</i> ン シップ教育	社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的 に関わろうとする態度を身に付けるために行われる社会形成・社会 参加に関する教育。	P50
シティセー ルス	まちの魅力を市内外にアピールし、人や企業に関心を持ってもらう ことで、定住や企業誘致を図る取組のこと。	P21、P107、 P138
市民コメント制度	市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集した上で、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度。	P107
障害者生活 支援センタ	障害者や障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や援助 を実施する機関のこと。	P69
小中一貫教 育	生徒指導、学習指導等で、小学校・中学校の 9 年間の目標等を共有 し、系統立てた指導を行う取組。	P52
食生活改善 推進員	保健センターを活動拠点として、生活習慣病予防や子どもから高齢者までの食育など、食事作りを通して地域住民の健康作りのお手伝いをする人のこと。	P22、P58
スクール・ソ ーシャルワ ーカー	社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学級、地域の関係機関につなぎ、 児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。	P50
スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。	P58
スマートシティ	loT (Internet of Things: モノのインターネット) の先端技術を用いて、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市のことをいう。	P88
生産緑地	生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地をいう。	P92
Society 5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。IoT や AI の活用により、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題克服や、新たな価値の創造が期待される。	P17、P50、 P51、P60、 P108

用語	解説	ページ
ソーシャル	新型コロナウイルス感染防止対策として、対人距離を一定以上確保	
ディスタン ス	すること。	
ソーシャル メディア	インターネット上で展開される情報媒体で、個人による情報発信や 個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通な どといった社会的な要素を含んだもの。	P106、P107
〔た〕		
体験農園	農地を区画貸しする従来型の市民農園とは異なり、農家が農業経営の一環として開設する市民農園で、利用者に播種から収穫まで連続した農作業を指導し、体験してもらうタイプの農園。	P101
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対 等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きて いくこと。	P23、P36、P40、 P71、P75、 P76、P132、 P135、P147
地域子育て 支援拠点	乳幼児とその保護者を対象に、親子の居場所確保や子育ての支援を 行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、 講習等を行う施設(場所)。	P47
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的 に日常生活圏域で提供される体制のこと。	P35, P63, P66, P67
地区計画	「地区」を一体的な街づくりの区域として設定し、住民の意向に配慮して街づくりの方針や道路・公園等の施設のほか、建築物等に関して必要な事項を定めたもので、地区レベルの街づくりを進めるためのもの。	P88、P148
地区公園	主として徒歩圏内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1 か所当たり面積 4ha を標準とする。	P89
地産地消	地域で生産されたものをその地域内で消費する取組。	P12、P101
中小企業サポート事業	中小企業支援に対する専門的な知識と経験を有するコーディネーターが市内企業を訪問し、企業が抱える課題について、さまざまな機関と連携しながら、解決に向けたサポートを行う事業。	P101
昼夜間人口 比	常住地による人口(夜間人口)を 100 とした時の昼間人口の比率を指す。昼間人口は夜間人口から、他の市区町村への通勤・通学者を除き、他の市区町村からの通勤・通学者を加えたもの。	P11
(施設の)長 寿命化	修繕や改修により、施設の使用期間の延伸を図る取組、又はそれに よって得られる効果を指す。	P92、P133、 P137
DV	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、デジタル暴力などを指す。	P73
(地球温暖 化) 適応策	地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減させる取組のこと。浸水対策や熱中症予防などが挙げられる。	P93
テレワーク	情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を指す。Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をすること。	P19
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を 確保するため、都市計画法に基づきルートや幅員が決められている 道路のこと。	P95
都市下水路	主として市街地における下水(主に雨水)を排除するために地方公 共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く) で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	P37、P87、 P97

用語	解説	ページ
土地区画整 理事業	土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。一般公共事業のような用地買収方式ではなく、換地手法をとる。	P115、P116 P149
〔な〕		
ニート	15 歳から 34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者のこと。	P34、P45、P53、 P54
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人のこと。認知症サポーター養成講座の受講が必要。	P67
ノーマライ ゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。	P26、P68
(は)		
発達支援相談センター	本市における児童の発達支援に関する相談や通園サービスを提供するための専門機関。つくし学園と旧乳幼児相談センターが同一組織となり、通園サービス以外にも、発達支援の促進に向け、親子教室事業、発達訓練・相談事業、保育所等訪問支援事業、障害児支援利用計画作成事業等を展開している。	P47、P69
バリアフリー	障害者や高齢者等が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去すること。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義に障害者や高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用。	P69, P72, P89, P95
PFI	Private Finance Initiative(民間資金等活用事業)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。	P110
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、 非常勤職を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か 月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。 他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。	P22、P34、 P45、P53、 P54
BCP	Business Continuity Plan の略。企業や組織が、テロや災害などといった緊急事態の際に、損害を最小限に抑え、重要な業務が継続できる方策など記した計画のこと。	P79、P101
ビッグデー タ	ある目的をもって集められた、さまざまな形式や種類の巨大で複雑 なデータの集合。	P17
PDCA	Plan-計画する、Do-実施する、Check-評価する、Action-改善するという4つの手法を用いるマネジメント手法のこと。	P109、P117
PPP	Public Private Partnership(官民連携事業)の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI は、PPP の代表的な手法の一つである。	P110
ファミリー サポートセ ンター	生後4か月から小学校までの子どもがいる家庭に対し、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員登録をし、提供会員が依頼会員の子どもを預かる等の相互援助活動を支援している。	P47
プライマリ ーバランス	国や地方自治体などの基礎的な財政収支のこと。	P13
ふれあい広 場	福祉体験や模擬店などを通して、障害を持つ人たちの自立と障害者への理解と促進、市民とのふれあいを図ることを目的に、毎年 10月の第3日曜日に開催するイベント。	P69

用語	解説	ページ
フレイル	加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態。	P58
放課後児童 健全育成	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。	P34、P45、P48
防災士	"自助""共助""協働"を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。	P79
〔ま〕		
マイナポー タル	政府が運営するオンラインサービスのこと。子育てや介護をはじめ とする行政手続がワンストップで行える。	P57、P108、 P149
まなびすと 指導者バン ク	市民の生涯学習活動を支援するため、さまざまな技術・経験を持つ 指導者を登録し、指導者を必要としている学習者に紹介するシステム。	P59
無形民俗文化財	文化財保護法で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で、わが国の国民生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」と規定されている文化財。	P61
メディアリ テラシー	インターネットやテレビ、新聞などから得た情報を理解し、見極めるとともに、取捨選択しながら活用する能力。	P50、P51
(4)		
ユニバーサ ルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)。	P69
幼児教育・保 育の無償化	令和元(2019)年10月1日から施行され、主に3~5歳児までの子どもがいる世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料(保育料)が無償化となる制度。	P48
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される 13 種類の地域のことで、用途ごとに建築基準法で建てられる建築物が規定されている。望ましい市街地の形成を誘導するために地域指定する。	P116
幼保小の連 携	幼稚園・保育園・保育所・認定こども園から小学校へ教育を系統立 てて、滑らかな接続を行う取組。	P52
(6)		
ライフサイ クルコスト	建物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用のこと。 建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費などの維持管理費用、修 繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。	P97、P137
ライフステ ージ	人生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、 出産、子育て、退職等)によって区分される、暮らしや周りの環境 による段階のこと。	P56、P58
ライフライ ン	日常生活に必要な最低限の設備やシステムのことで、電気・ガス・ 水道・通信・交通などのこと。	P80、P86、 P96、P97
療育支援	障害児等を対象に、施設の持つ機能を生かしながら、早期発見、診断、訓練等を行うとともに、対象児の家族に対し、社会資源の活用等、適切な相談支援を行っていくこと。	P35、P 63、 P69
利用権設定 促進事業	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の経営拡大を図りたい農業者が、自ら耕作できない農地所有者と農地の利用権(賃借権・使用貸借権)を設定するもので、期間満了とともに利用権は解約される。 期間満了後は、両者の合意により継続することも可能となっている。	P101

用語	解説	ページ
レジリエン ス	粘り強くしなやかな様子を指す言葉。一般的には、災害やシステム上 の障害など予期しない出来事が起きた時に元に戻る柔軟さを表す表 現で用いられる。	P23、P32
老人だんら んの家	自治会、町内会が主体となって、高齢者のために一般家庭の一室、 住居など、高齢者がだんらんをするのに適当な場所を確保して提供 し、地域の高齢者に生きがいを与え、高齢者福祉の向上に資する施 設(場所)のこと。	P58
ロックダウ ン	都市封鎖のこと。感染症拡大の際に、地域間を行き来する人の往来 を制限する為、人々の外出や移動を制限すること。	P19
(わ)		
ワーク・ライ フ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるようにすること。	P73

## ●指標一覧

## 1.明日を担う人が育つまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P46	結婚・出産・	年少人口	27,285人	26,333 人
施策1-1	子育て支援		(令和2 (2020) 年 10月)	(令和7 (2025) 年度)
P49 施策1-2	教育	学校に行くのは楽しいと答える 児童生徒の割合(%)【全国学力・ 学習状況調査】	小学校 91.6% 中学校 84.9% (平成27~31 (2015~2019) 年度 平均)	小学校 92.0% 中学校 85.0% (令和3~7 (2021~2025) 年度 平均)
P53	青少年	若者相談における若者本人が相	59%	65%
施策1-3		談した割合	(平成 31(2019)年度)	(令和7 (2025) 年度)

### 2.人生が楽しめるまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P56 施策2-1	健康	健康寿命	男性 17.94 年 女性 20.36 年 (平成 30 (2018) 年)	男性 19.53 年 女性 21.27 年 (令和 7 (2025) 年)
P59 施策2-2	学び・創造	まなびすと指導者が実施した公 民館講座数	15 講座 (平成 31 (2019) 年度)	30 講座 (令和7 (2025) 年度)

### 3.支え合う安心なまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目	指標	現状値	目標値
P64		上尾市見守りネットワーク加入 企業数	151 (平成 31(2019)年度末)	169 (令和7(2025)年度末)
施策3-1	生活保護受給世帯の中学3年生 の学習支援事業利用率	21.1% (平成 31(2019)年度)	60% (令和7 (2025) 年度)	
P66 施策3-2	高齢者福祉	介護保険サービス利用者で在宅 生活をしている高齢者の割合	78.7% (平成 31(2019)年度末)	79.0% (令和7(2025)年度末)
P68 施策3-3	障害者福祉	グループホームの利用定員数	210人 (令和2 (2020) 年度)	295 人 (令和7 (2025) 年度)

## 4.誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

ページ施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P72 施策4-1	人権 • 男女共同 参画 • 平和	審議会等への女性委員の登用率	28.2% (令和2 (2020) 年4月)	40.0% (令和7 (2025) 年度)
P75 施策4-2	コミュニティ・ 多文化共生	地域活動やボランティア活動に 参加している割合	28.8% (平成 30 (2018) 年度)	30,0% (令和5 (2023) 年度)

## 5.安全な暮らしを守るまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P78 施策5-1	防災	地域防災訓練の実施率	94%(平成31(2019)年度)	100%(令和7(2025)年度)
P81 施策5-2	防犯	犯罪発生件数	1,647件 (令和元(2019)年)	1,000件 (令和7 (2025)年)
P83 施策5-3	交通	交通事故(人身事故)件数	683件 (令和元 (2019)年)	470件 (令和7 (2025)年)
P85 施策5-4	消防	消防団員の定員に対する充足率	79.1% (令和2 (2020) 年4月)	85.9% (令和7 (2025) 年度)

## 6.未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

ページ施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P88 施策6-1	住環境	地区計画区域面積	722.2ha (平成 31 (2019) 年度)	1214.6ha (令和7 (2025) 年度)
P91	T==+==	1 人 1 日あたりのごみ排出量 (家庭部門)	673 g (平成 30 (2018) 年度)	627g (令和7(2025)年度)
施策6-2	·	市全体の CO2 の排出量	1,231 千 t (平成29 (2017) 年度)	1,029 千 t (令和 7 (2025) 年度)
P94	道路•河川	拡幅整備する市道の延長	2,329m (平成 27~31 (2015~2019) 年度)	2,330m (令和3~7 (2021~2025) 年度)
施策6-3		道路冠水箇所数(累積)	302 (平成 27~31(2015~2019)年度)	270 (令和3~7 (2021~2025) 年度)
	上下水道	配水管耐震化率	28.5% (平成 31 (2019) 年度)	31.5% (令和7(2025)年度)
P96 施策6-4		净水施設耐震化率	0% (平成31 (2019) 年度)	41.4% (令和7 (2025) 年度)
		公共下水道普及率(人口ベース)	83.2% (平成31 (2019) 年度)	86.4% (令和7 (2025) 年度)

## 7.活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P1 O O 施策7-1	産業	法人市民税額	19億2,891万円 (平成31 (2019)年度)	20億300万円 (令和7(2025)年度)
P102 施策7-2	労働環境	市内法人の従業者数	56,889 人 (平成 31 (2019) 年度)	57,058 人 (令和7 (2025) 年度)

### 8.持続可能な都市経営

ページ 施策番号	施策中項目 【テーマ】	指標	現状値	目標値
P106 施策8-1	情報発信•公開	市の公式SNSの登録者数	13,865人(令和2(2020)年3月)	28,000 人 (令和7 (2025) 年度)
P108 施策8-2	行政運営	マイナポータル(ぴったりサービス)による電子申請件数	5件 (平成31 (2019) 年度)	679件 (令和7 (2025)年度)
P1 1 1 施策8-3	財政運営	実質公債費比率	4.8% (平成 31(2019)年度)	4.8% (令和7 (2025) 年度)
P113 施策8-4	協働	協働のまちづくり推進事業の応募率	80% (平成 27~31 (2015~2019) 年度 平均)	100%以上 (令和3~7 (2021~2025) 年度 平均)
P115 施策8-5	土地利用	土地区画整理事業の進捗率(事業費ベース)	62.87% (平成31 (2019) 年度)	100%(令和7(2025)年度)

第 6 次上尾市総合計画 発行年月 令和 3 年 4 月 発行編集 上尾市行政経営部 行政経営課 〒362-8501 上尾市本町三丁目 1 番 1 号 電話 048-775-3963 FAX 048-776-8873 https://www.city.ageo.lg.jp

